

千歳市地域連携ネットワークシステム運用規程

(目的)

第1条 この規程は、千歳市地域連携ネットワーク運営協議会（以下「協議会」という。）が運営する地域連携ネットワークシステムの安全かつ円滑な運用及び利用する情報を適正に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び呼称)

第2条 本地域連携ネットワークの名称は「千歳市及び近郊地域の医療介護連携ネットワーク」とし、呼称は「ちえネット」とする。

(入会及び退会)

第3条 ちえネットを利用する施設等は、協議会に入会しなければならない。

- 2 協議会に入会しようとする者は、千歳市地域連携ネットワーク運営協議会入会申込書（第1号様式。以下「入会申込書」という。）により申し込むものとする。
- 3 前項の申し込みがあった際には、理事会が審査を行い入会の可否を決定する。
- 4 会員が協議会を退会しようとするときは、千歳市地域連携ネットワーク運営協議会退会届出書（第2号様式）により届け出るものとする。
- 5 第2項の入会申込の際には、会員マスタ（第3号様式、電子ファイル）に入力し、協議会事務局へ送付するものとする。なお、電子ファイルによる送付ができない場合は文書を郵送又はFAXにて提出する。

(会員情報の変更)

第4条 会員は、入会申込書の内容に変更があったときは、会員マスタ（第3号様式、電子ファイル）により、変更部分を入力し協議会事務局へ送付するものとする。なお、電子ファイルによる送付ができない場合は文書を郵送又はFAXにて提出する。

(運用管理者)

第5条 ちえネットの運営管理にあたり、協議会に運用管理者を置き、会長が指名する。

(運用管理者の責務)

第6条 運用管理者は、ちえネットの運用、機密保持及び情報管理に関し責任を有する。

- 2 運用管理者は、ちえネットを利用しようとする者に対し専用の利用者識別番号（以下「ユーザーID」という。）及び暗証番号（以下「パスワード」という。）を付与し、又は取り消すことができる。

(情報の管理)

第7条 運用管理者の管理の対象となる医療又は介護に関する情報（以下「医療情報等」という。）は、ちえネットを介して送受信される全ての個人情報とする。

- 2 協議会がちえネットに患者又は介護サービス利用者（以下「患者等」という。）を登録し、また会員が診療情報を共有する際には、必ず患者の同意を得なければならない。
- 3 患者が15歳に満たない場合や自身による判断が困難な場合は、代理で家族や親族、法定代理人に同意を得ることができる。

(同意書の取得)

第8条 協議会は、患者等の医療情報等を共有する場合は、患者等に本事業の目的等を十分説明し、ネットワーク参加同意書（第4号様式）を取得しなければならない。

2 前項の同意書の取得により、会員は次の場合に患者等の医療情報等を共有することができる。

①会員が患者等より情報共有同意書（第5号様式）を取得した場合。

②患者等が会員施設に救急搬送された場合などで、意識障害等により理解・判断能力が失われ、情報共有同意書の作成ができない場合。

3 前項第1号の会員が患者等の診療情報を共有したい場合で、第1項の参加同意を得ていない場合においては、ネットワーク参加同意書兼情報共有同意書（第6号様式）を取得することにより、第1項及び第2項の手続きを合わせて行うことができる。

4 協議会は、患者等よりネットワーク参加同意又は情報共有同意撤回書（第7号様式）による届出があった場合、直ちにちえネットへの登録を取り消し又は診療情報の共有を中止する。

5 患者等より同意を得た医療情報等は、利用しない期間が継続して2年を経過した場合、利用することができない。

(管理責任者)

第9条 会員は、ちえネットの安全な管理及び運用の責任者として、ちえネットを利用する施設毎に管理責任者を配置し、氏名等を協議会へ届け出るものとする。

(管理責任者の責務)

第10条 管理責任者は、施設内におけるちえネットの管理及び運営に関し責任を有する。

2 管理責任者は、施設内におけるちえネットの管理及び運営に関し法令等に違反する事実があることを発見した場合には、速やかに運用責任者に報告しなければならない。

(利用者)

第11条 利用者とは、会員のうち、ユーザーID及びパスワードを付与されてちえネットを利用する者をいう。

2 管理責任者は、利用者を利用者マスタ（第8号様式）により協議会に届け出なければならない。

3 利用者は、管理責任者を兼ねることを妨げない。

(利用者の責務)

第12条 利用者は、ちえネットを利用するに当たり、この運用規程のほか、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令等を遵守しなければならない。

2 利用者は、情報セキュリティの適正な管理に努め、ユーザーID及びパスワードを利用者本人以外の者に使用させてはならない。

3 利用者は、ちえネットに接続する端末にウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のウイルス定義に更新しなければならない。

4 利用者は、ちえネットを通じて知り得た情報を、千歳市地域連携ネットワーク運営協議会規程に定める目的以外に利用してはならない。

- 5 医療情報等は、利用者の責任において業務等における利用の判断をするものであり、その利用により業務遂行に問題が発生しても、公開者の責任を追及されるものではない。

(利用者登録の抹消)

第 13 条 管理責任者は、利用者が異動、退職等の理由によりちえネットを使用しなくなった場合には、利用者登録抹消届（第 9 号様式）により協議会に届け出なければならない。

(機器の管理)

第 14 条 利用者は、協議会が別に定めた機能を備えたコンピューター端末等（以下「端末装置」という。）を用い、ちえネットを利用するものとする。

- 2 前項の端末装置、その他ちえネット利用に必要な設備は、利用者が自ら適切に設置、維持、保守するものとする。

(利用時間等)

第 15 条 ちえネットの利用は、常時可能とする。

- 2 運用管理者がちえネットに必要な保守作業を行うときは、管理責任者に事前に通知した上で運用を停止することができる。ただし、緊急その他会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(機能の変更等)

第 16 条 運用管理者は、ちえネットの良好な運用を維持するために必要なときは、ちえネットに関する機能を変更し、又は停止することができる。

- 2 前項の規定によりちえネットに関する機能を変更又は停止するときは、管理責任者に事前に通知するものとする。ただし、緊急その他会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(協議会会費)

第 17 条 会員がちえネットを利用するときは、協議会が定めた会費を会長が指定する期日までに納入しなければならない。

- 2 負担金の納入方法は、1 回払とする。
3 年度の中途中でちえネットの利用を開始したときの負担金の額は、開始した日の属する月から月割をもって算定した額とする。
4 既に納入した負担金は返還しない。ただし、会長が特に理由があると認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。

(運用規程の変更)

第 18 条 運用規程の変更は、理事会で取り扱い、総会で報告するものとする。

(その他)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において定め、総会で報告する。ただし、緊急その他会長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 24 日から施行する。